2024-25 V.LEAGUE 試合実施要項

本実施要項は、V.LEAGUE の 2024-25 レギュラーシーズンに開催するリーグ戦の試合実施について定めるものであり、リーグ戦の運営はすべて本実施要項によるものとする。なお、本実施要項に特段の記載がない事項は、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ(以下「JVL」という。)の規約および諸規程の定めを適用する。

第1章 試 合

第1条 〔試合の概要〕

試合の主催、運営、その他の関連事項は、規約第4章第1節乃至第4節に定める。

第2条〔日程〕

リーグ戦は、JVL が定める日程に従い開催されるものとする。

第3条 〔競技会の方式〕

- (1) V.LEAGUE は、レギュラーシーズンのリーグ戦と、リーグ戦の戦績に基づくポストシーズンのトーナメント戦(以下、「プレーオフ」という。) で構成する。
- (2) リーグ戦は、各クラブがホーム&アウェー方式により合計 28 試合を行い、そのうち 14 試合をホームゲームとする。男女別には次のとおり。
 - ① MEN:2地区(東地区・西地区)のカンファレンスを組織し、クラブ数は東地区8クラブ、西地区10クラブを置く。東地区は総当たり戦を4回ずつ計28試合(同じ対戦カードにおいて14試合がホームゲーム、14試合がアウェーゲーム)を行う。西地区は総当たり戦2回ずつ計18試合、EXTRAゲームを計10試合行う。なお、各クラブあたりのホーム開催数は平等となるようにする。(総当たり戦ホーム開催8試合、EXTRAゲームホーム開催6試合、もしくは総当たり戦ホーム開催10試合、EXTRAゲームホーム開催4試合)
 - ② WOMEN: 11 クラブ

カンファレンスを組織せず、総当たり戦を 2 回ずつ計 20 試合 (同じ対戦カードにおいて 10 試合がホームゲーム、10 試合がアウェーゲーム)と昨シーズンの順位に基づく EXTRA ゲームを計 8 試合 (うち 4 試合がホームゲーム、4 試合がアウェーゲーム) 行う。

(3) 前項の EXTRA ゲームは、実行委員会の審議を経て理事会が決定する。

第4条 〔リーグ戦の順位決定〕

- (1) リーグ戦の最終順位は、次の各号の順に優先して決定する。
 - ① 勝率=勝ち試合総数:成立した試合総数
 - ②成立した全試合の獲得ポイント総数

試合ごとの獲得ポイント数は次のとおりとする

3ポイント:セット数「3-0」もしくは「3-1」で勝利

2ポイント:セット数「3-2」で勝利

1ポイント:セット数「2-3」で敗戦

0 ポイント:セット数「0-3|もしくは「1-3|で敗戦

- ③ セット率=獲得したセット総数:喪失したセット総数
- ④ 得失点率=獲得した得点総数:喪失した得点総数
- ⑤ 該当するチーム間の対戦成績 (勝率>ポイント数>セット率>得失点率)
- ⑥ 抽選
- (2) 前項第6号は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施されるものとする。

第5条 〔プレーオフ進出クラブの決定方法〕

プレーオフの進出クラブはリーグ戦の最終順位に基づき次のとおりに定める。

- ① MEN: 各地区の上位2位の計4クラブ
- ② WOMEN:上位4クラブ

第6条 〔年間最終順位の決定〕

年間最終順位は、まずプレーオフの順位を優先し、プレーオフにおける同位または未進出 クラブについてはリーグ戦の最終順位により決定する。

第7条〔ユニフォーム〕

リーグ戦に着用するユニフォームは、ユニフォーム規程に定める。

第8条〔公式試合球〕

- (1) ホームクラブは、試合開始時刻の 120 分前までに JVL の指定する試合球を 6 球以上用意し、かつ JURY の確認を得なくてはならない。
- (2) 試合は、前項のボールによる5ボールシステムとする。

第9条 〔インターバル〕

- (1) インターバル (セット間) は3分間とする。
- (2) 前項に関わらず、ホームクラブから事前に JVL へ申請を行い、JVL の承認を得た場合は、第2セットと第3セットのインターバルを最大 15 分間とすることができる。ただし、次

セット開始前の3分間はイベント等を行うことはできない。

第10条 〔コートチェンジ〕

- (1) 各セット終了時にコートチェンジを行う。ただし、最終セットについては開始時にトスで コート位置を決定し、リードするチームが8点に達したとき、直ちにコートチェンジを行 う。
- (2) 試合開始時のコート(ホームコート)位置は、ホームクラブが優先的に選択できるものとする。

第11条 〔タイムアウト〕

- (1) チームは、1セットにつき30秒間のタイムアウトを最大2回まで要求することができる。
- (2) 第1セットから第4セットまでにおいては、どちらかのチームが先に 12 点に達したとき に 60 秒間のテクニカルタイムアウトが自動的に適用される。

第12条 〔試合エントリーとベンチ入り人数〕

- (1) 各試合にエントリーしてベンチ入りできる選手の合計人数は1チームあたり12名以上14名以下とし、その内リベロは2名以内とする。13名または14名をエントリーする場合は1名以上をリベロとしてエントリーしなければならない。
- (2) 各試合にエントリーしてベンチ入りできるチームスタッフの合計人数は1チームあたり 8 名以内とし、うち、クラブ V ライセンスの基準に定める資格要件を充足するヘッドコーチ およびアシスタントコーチを各1名ずつエントリーしなければならない。
- (3) 前 2 項は、必要事項を記入した「コンポジションシート」を JURY に提出した時点で完了 するものとし、クラブは試合開始時刻の 60 分前までにエントリーを完了しなければならない。
- (4) 選手のエントリーにおいて、負傷疾病の症状により競技不可能な場合および負傷疾病により競技規則で認められない装具を着用しなければならない場合は、これを認めない。
- (5) 第1項乃至第2項にかかわらず、エントリー完了後の負傷疾病等により競技可能な選手数が7名未満になった場合、または資格要件を満たすヘッドコーチ、アシスタントコーチの両者が不在となった場合は、原則としてその時点で試合終了または中止とする。
- (6) 前項は、中止時点での獲得得点および獲得セット数にかかわらず、規約第 63 条に定める とおりにその帰責事由あるチームがセット数0-3 (0-25、0-25、0-25) で 敗戦とするものとする。

第13条 〔外国籍選手〕

(1) 各試合にエントリーしてベンチ入りできる外国籍選手の人数は、前条第1項の範囲内とする。

- (2) 外国籍選手がコート上で同時に競技することができる人数(以下「オンザコートルール」という。)は、1チームあたり3名以内とし、その内訳は次のとおりとする。
 - ① アジア枠選手を除く外国籍選手:2名以内
 - ② アジア枠選手のうちアジア特別枠選手:1名以内
- (3) 前項にかかわらず、アジア枠選手のうちアジア提携国枠選手のオンザコートルールは定めない。

第14条 〔選手交代〕

- (1) 選手交代は1セットにつき6回以内とする。
- (2) 前項にかかわらず、選手が試合中の負傷疾病または失格退場となったとき、以下の場合にチームは例外的な選手交代を行うことができる。ただし、例外的な選手交代をした選手が再び当該試合に出場することは不可とする。
 - ① 正規の選手交代を行うことができない場合
 - ② 正規の選手交代を行うことができるが、オンザコートルールに反してしまう場合
- (3) オンザコートルールに反して選手交代を要求した場合は不当な要求とみなす。
- (4) オンザコートルールに反して選手交代を完了した場合は不法な選手交代とみなし、試合が再開された場合は次の手続きを行う。
 - ① 相手チームに 1 点とサービスが与えられる。
 - ② 選手交代を正しくやり直す。
 - ③ 不法な選手交代が行われた時点以降の対象チームの得点を取り消す。
- (5) オンザコートルールに反してリベロリプレイスメントを行った場合は不法なリベロリプレイスメントとみなし、ラリー開始前に発見された場合は、レフェリーにより正しく直される。なお、サービスヒット後に発見された場合は前項と同じ処置を行う。
- (6) リベロと入れ替わった選手がコート上に戻ることによりオンザコートルールに反する場合は、ラリーが再開される前に選手交代を行わなければならない。また、正規の選手交代を行うことができない場合は例外的な選手交代を認める。
- (7) 負傷疾病の選手に対して、オンザコートルールに反するため、正規にも例外的にも選手交 代ができない場合は、3 分間の回復のための時間が与えられるが、同じ選手に繰り返して 与えられることは認めない。
- (8) 前項の処置をしても選手が回復しない場合や失格退場の選手に対して、オンザコートルールに反するため、正規にも例外的にも選手交代ができない場合、チームは不完全を宣告される。

第15条 〔競技エリアへの立ち入り〕

- (1) 競技中のベンチには、エントリーを完了した選手が最大8名まで着席できる。
- (2) ベンチ入り可能なチームスタッフはヘッドコーチ、アシスタントコーチの他、医師、ゼネ

ラルマネージャー(実行委員を兼務する場合はベンチ入り不可)、マネージャー、トレーナー、アナリスト、通訳など、競技に関する専門的な技能または資格を有し、責務を負う者に限定しなければならない。

- (3) JVL は、第 12 条第 3 項に基づきエントリーを完了した選手およびチームスタッフ以外の者(審判員およびコートオフィシャルを除く)によるベンチ、コートおよびその周辺部分(以下、「競技エリア」という。)への立ち入りを禁ずる。ただし、ホームクラブからの事前申請があり、その立ち入りに正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (4) クラブは、公益財団法人日本バレーボール協会(以下、「日本協会」という。) または JVL の決定により出場停止の制裁を受けた者、または試合中にファーストレフェリーにより失格退場を宣せられた者を、競技エリアに立ち入らせてはならない。なお、当該者は、試合会場内においていかなる手段を用いても選手等への指示連絡をしてはならない。
- (5) JVL は、試合にエントリーする選手およびチームスタッフを除くいかなる関係者も、審判 員の試合会場入りから退出までの時間帯において不要に接触することを禁じる。
- (6) 本条に違反する行為は審判員および試合実施責任者により排除されるものとし、試合終了後に試合実施責任者から報告を受けた者は日本協会または JVL による制裁を受けるものとする。

第16条 〔審判員〕

- (1) 公式試合の審判員(ファーストレフェリー、セカンドレフェリー、JURY)については、日本協会に対し協会登録の審判員で、かつ規約第 92 条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 担当の審判員は、試合開始時刻の90分前までに試合会場に到着しなければならない。
- (3) ファーストレフェリーまたはセカンドレフェリーのいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、地元県協会所属の審判員がその職を務める。
- (4) 審判員の補充等に関しては、JVL と日本協会が協議の上で対応を決定するが、当該試合に派遣される審判員が1名以下となる場合は、規約第62条に基づき JVL は当該試合を中止する
- (5) 審判員の派遣に関する交通費、宿泊費および日当は別途定める競技会等旅費規程に基づき JVL が負担する。

第 17 条 〔公式記録〕

- (1) 公式記録員(スコアラーおよびアシスタントスコアラー)は、JVL 所定の公式記録用紙による公式記録を作成し、試合終了後に両チームのゲームキャプテン、ファーストレフェリーおよびセカンドレフェリーの署名を受けたのち、JURY の最終確認を受けるものとする。
- (2) ホームクラブは、規約第 43 条に基づき前項の公式記録用紙に記載された計数を確認しなければならない。

(3) ホームクラブは、規約第 64 条に基づき公式記録用紙の原本を試合終了後速やかに JVL に 提出しなければならない。

第18条 〔グリーンカード〕

選手の反則が判定される前に当該選手がその反則を自己申告したとき、フェアプレーの観点からファーストレフェリーが当該選手に対してグリーンカードを適用する。

第2章 運 営

第19条 〔試合開催の単位〕

- (1) リーグ戦では、原則として毎週の金曜日から翌週月曜日の中で連続2日の試合を開催し、これを「節」とする。
- (2) ホームゲームは節単位で運営し、うち1試合目を「GAME1」、2試合目を「GAME2」と する。
- (3) 原則として、クラブは1節の2試合を同試合会場で開催するものとする。

第20条 〔運営責任〕

- (1) ホームゲームの運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が試合実施責任者として一切の責任を負う。
- (2) 試合実施責任者は、試合開始時刻の 150 分前までに試合会場に到着しなければならない。
- (3) 試合実施責任者は、試合開始時刻の120分前に次の関係者を集めて各種連携事項を確認しなければならない。
 - ① JURY
 - ② ホームクラブの運営担当者 (ゲームコーディネーター)
 - ③ 放送局および配信責任者
 - ④ JVIMS テクニカルスーパーバイザー (Japan Volleyball Information Management System)
 - ⑤ その他ホームクラブ実行委員が同席を必要と認める者
- (4) 試合実施責任者は、予め代表理事 COO に届け出て承認を得た者を、本実施要項に定める 職務を代行させることができる。ただし、試合実施責任者代行と運営担当者(正)は兼務 することができない。

第21条〔安全確保〕

(1) ホームクラブは、選手、チームスタッフ、審判員およびコートオフィシャルの導線確保や、 来場者による危険行為および迷惑行為等のトラブルからの安全確保、ならびに公式試合に

おける来場者の禁止行為を抑止排除するために、試合会場へ適切な資格を有する警備員を 配置しなければならない。

(2) ホームクラブは、警備業務従事終了後に別途定める方法により業務報告書を JVL に提出する。

第22条 〔試合開始時刻の設定〕

- (1) 試合開始時刻は、入場者数および放送配信等の視聴効果の最大化を考慮してホームクラブが決定し、予め定められた期日までに JVL へ報告する。
- (2) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日以外の試合開催においては、原則として試合開催時刻を18時以降で設定する。
- (3) 前項において、18 時より早い時刻に試合開催時刻を設定する場合は、事前に JVL の承認 を得るものとする。

第23条 〔試合開始時刻の厳守〕

- (1) 出場チームは、予め理事会にて定められた試合開始時刻を厳守しなければならない。
- (2) ホームクラブが不可抗力または放送通信の中継の都合によりやむを得ず開始時刻を遅延する場合は、審判員の承認を得なければならず、また放送通信の中継の都合による遅延は5分以内に限定する。
- (3) いずれかの一方のチームが試合開始時刻に試合会場へ到着できず、定刻の試合開始が不可能な場合において、到着済みチームは試合開始時刻から 15 分間は待機をしなければならない。
- (4) クラブは、原則として試合開始時刻の 70 分前までに自己のチームを試合会場へ到着させなければならず、不測の事態に備えた対策を立てるとともに、必要に応じてチーム専用バス等の移動手段を用い、または前日中の試合会場地区への到着を行うなど、定刻に試合開始するための各種対応を行わなければならない。

第24条 〔試合実施責任者〕

- (1) 試合実施責任者は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - ① 規約および本実施要項等に則り、公式試合の円滑な運営を図ること。
 - ② 選手、チームスタッフ、審判員、運営関係者および観戦者等の安全を確保すること。
 - ③ 試合実施責任者は試合開始時刻の 150 分前までにアリーナに到着すること。 JVL の発行した選手証 (AD) により試合における選手の出場資格を確認し、「コンポジションメンバーシート」の記載事項に不備があればそのチームに訂正させること。 試合開始時刻の 60 分前に双方のクラブのヘッドコーチ、実行委員および運営担当者、ならびに審判員を集め、公式試合開催ミーティングを開催すること。
 - ④ 試合終了後24時間以内にJVLに対して「試合実施報告書」を発信すること。

- ⑤ 試合の中断または競技中の悪質な違反による失格・退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「公式試合緊急報告書」をすみやかに代表理事へ提出すること。
- ⑥ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること。
- (7) 前各号のほか、別途代表理事の定める事項を行うこと。
- (2) 試合実施責任者は、前項第1号乃至第6号をJURYまたは運営担当者に委任することができる。

第25条 〔入場料の払い戻し〕

クラブは、次の各号の場合において入場料の払い戻しをする。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合開始前にいずれかのチームの責に帰すべき事由により、試合不開催となった場合

第26条 〔退場または失格〕

- (1) 試合中にファーストレフェリーにより退場を命じられた者は、速やかに競技エリアから退出して、そのセット終了までチーム控室において待機しなければならない。
- (2) セット開始前またはセット間にファーストレフェリーにより退場を命じられた者は、速やかに競技エリアから退出して、次のセット終了までチーム控室において待機しなければならない。
- (3) 試合中またはセット間、セット開始前にファーストレフェリーに失格を命じられた者は、速やかに競技エリアから退出して、試合終了までチーム控室に待機しなければならない。
- (4) 第1項乃至第2項が選手の場合は選手交代を行うものとし、退場または失格を宣された選手は規律委員会の決定があるまで出場を停止する。
- (5) 第1項乃至第2項がチームスタッフの場合は、いかなる手段を用いても選手等への指示連絡の一切を行ってはならず、また規律委員会の決定があるまでチームに帯同して競技会場に入ることができない。

第27条 〔出場停止〕

- (1) 試合に関する出場停止の制裁は、規律規程に基づく。
- (2) 出場停止は、制裁決定後の直近に開催される試合を対象とする。ただし、制裁対象者が日本代表活動等により直近の試合にエントリーされないことがあらかじめ明白な場合においては、エントリーされるべき直近の試合を対象とする。
- (3) 制裁対象者の出場停止の制裁が消化される前に登録を抹消して、同一シーズンにおいて再度登録した場合は、登録後のエントリーされるべき直近の試合を対象とする。
- (4) レギュラーシーズンおよびポストシーズンの終了時に出場停止の未消化分がある場合は、

次のとおりとする。

- ① 未消化分が1試合の場合:当該シーズンの全公式試合の終了をもって失効する
- ② 未消化分が2試合以上ある場合:翌シーズンの公式試合に持ち越す

第28条 〔試合運営報告〕

- (1) ホームクラブの実行委員は、規約第 64 条に定める報告書を JVL に提出しなければならない。
- (2) 試合実施責任者は、規約第58条に定める報告書をJVLに提出しなければならない。

第29条 〔リーグ広告等の掲示〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催する試合会場において JVL が指定した位置に JVL が指定する広告等掲出物を掲出できるスペースまたは LED ビジョン等を確保しなければならない。

第30条 〔アリーナにおける案内等〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催する試合会場内に次の各号を案内しなければならない。なお、第5号については試合開始から終了までの常時表示を必須とする。

- ① 対戦カードの紹介
- ② 選手、ヘッドコーチ、ファーストレフェリー、セカンドレフェリーの紹介
- ③ 交代選手(コートイン、コートアウト)
- ④ タイムアウトの取得またはテクニカルタイムアウトの適用
- ⑤ セットごとの取得済点数、取得済セット数、セット中におけるタイムアウト・選手交 代の取得回数、チャレンジの残回数
- ⑥ 入場者数
- ⑦ その他 IVL が指定する事項

第31条 〔医事運営〕

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
 - ① 来場者の事故等に対処するため、1名以上の医師を試合会場の開場時から閉場時まで待機させること。なお、開場1時間前からの待機が望ましい。
 - ② 救急用機器および医薬品を準備するとともに、医師の近くに AED、スパインボード および車いすを備えなくてはならない。
 - ③ 試合会場内外で生じる負傷疾病に対処するため、あらかじめ EAP (Emergency Action Plan) を作成し、救急搬送先の候補となる病院を複数明記しておくこと
 - ④ 医師は、対処した負傷疾病について所定の「会場内医事報告書」を作成して試合運営責任者へ提出する。

(2) ホームクラブおよびアウェークラブは、試合中に選手が負傷したときは、試合終了後可及的すみやかに、医師の所見および署名のある「JVL 傷害報告書」を作成し、JVL に提出しなければならない。

第32条 〔アクレディテーションカード〕

- (1) クラブは、ホームゲームにおけるアクレディテーションカード(以下「AD 証」という。) を発行して、通行可能エリアの適切なコントロールを行なわなければならない。
- (2) クラブは、JVL 発行の AD 証を排除することはできない。

第33条 〔係員〕

- (1) クラブは、ホームゲームの実施を円滑に進行するために必要な係員を配置する。
 - ① スコアラー
 - ② アシスタントスコアラー
 - ③ ラインジャッジ(4名+リザーブ1名)
 - ④ ボールリトリバー (6名以上)
 - ⑤ クイックモッパー (4名以上)
 - ⑥ 点示操作員(2名以上)
 - ⑦ JVIMS 担当者(技術統計判定員1名、入力員1名、記録員1名、ブロック判定員1名)
 - ⑧ 戦評作成者
 - ⑨ 場内放送要員
- (2) 前項第1号乃至第3号はJVA審判資格所有者とし、JURYが試合前に資格を確認する。なお、所属クラブの関係者を配置することはできない。
- (3) 前項第7項の技術統計判定員は JVA 判定員資格所有者とする。

第34条 〔中継映像制作〕

ホームクラブは、JVL による公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、次の各号に定める事項について協力しなければならない。

- ① 駐車場およびアリーナの機材搬入出、設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上の立入りが必要な競技関連エリア (競技エリア、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等) への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手、ヘッドコーチおよびチームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための充分な撮影スペースの確保
- ④ 選手のエントリー表、インターバル時のコメント、公式記録等の配付など試合情報の すみやかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有

第35条 〔取材メディア対応〕

- (1) クラブは、取材メディア関係者が原則として試合開始 60 分前から試合終了時までの間に エントリーされた選手およびチームスタッフの取材 (インタビューを含む) を行わないよ うにコントロールしなければならない。
- (2) ホームクラブは、試合における取材メディア対応を円滑に行うために次の各号を行う。
 - ① フォトグラファーおよび TV クルー等による撮影エリア、ペン記者の取材場所の確保。
 - ② 記者およびカメラマン (フォトグラファーおよび TV クルー等)専用室の設置。
 - ③ 試合終了後に行う記者会見場所の設置、および記者会見の進行
 - ④ 双方クラブに対するヘッドコーチ、選手の試合終了後記者会見への参加要請
- (3) ホームクラブは、前項第4号において選手の記者会見のみ、ミックスゾーンでの取材対応 へ変更できる。ただし、一方のクラブのみを変更することはできない。

第3章 試合の収支

第36条 〔試合の収支に関する事項〕

公式試合の収支に関する事項は、規約第4章第6節に定める。

第37条 〔公衆配信権〕

- (1) 試合の公衆送信権(テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信 を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という)はすべて JVL に帰属する。
- (2) 試合の公衆送信権料は、別途 JVL が定めるところによる。

第38条 〔収支報告〕

規約第77条に基づき、ホームクラブは試合の収支報告を定められた期日までに JVL に報告しなければならない。

第39条 〔改正〕

本実施要項の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 40 条 〔施行〕

本実施要項は2024年7月1日から施行する。

附則

〔制定〕

2024年6月5日